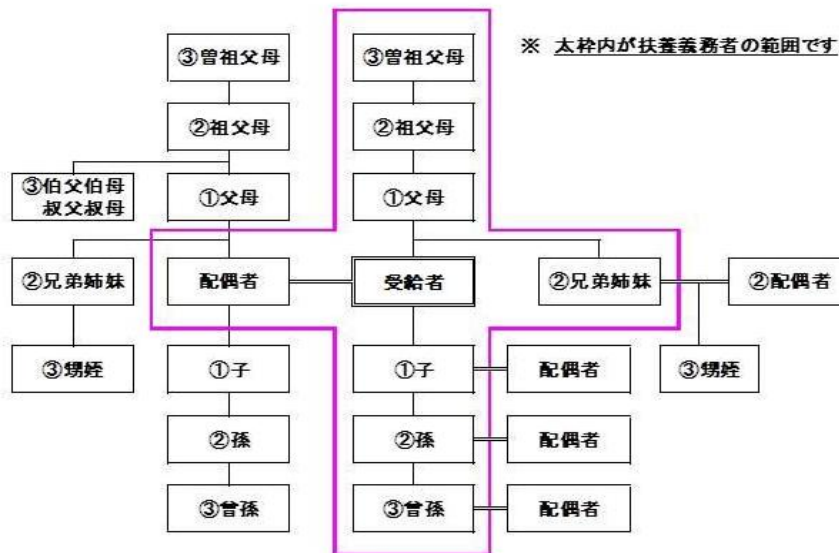


◎所得制限について

本人もしくは配偶者又は扶養義務者※の前年の所得が、次の額を超えるときは認定とならず、助成を受けることはできません。

※扶養義務者…民法第877条第1項に定める範囲



(単位:円)

扶養親族等の数	本人	配偶者・扶養義務者
	所得額	所得額
0	3,661,000	6,287,000
1	4,041,000	6,536,000
2	4,421,000	6,749,000
3	4,801,000	6,962,000
4	5,181,000	7,175,000
5	5,561,000	7,388,000

【受給者本人について】

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。

老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。

特定扶養親族がある場合は、1人につき250,000円を加算。

【配偶者・扶養義務者について】

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。

老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算。ただし、老人扶養親族のみのときは、1人を除いた1人につき60,000円を加算。